

議案第14号

みよし市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、民法の一部を改正する法律により、成年年齢が引き下げられたことに伴い必要があるからである。

みよし市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

みよし市子ども医療費支給条例（昭和48年三好町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 監護する子どもに係る医療に要する費用（高校生等にあつては、入院に係るものに限る。）を負担する当該子ども（成年に達した者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を含む。次号及び第3号において同じ。）を除く。）の保護者
- (2) 高校生等のうち、その者（成年に達した者を除く。）に係る医療に要する費用（入院に係るものに限る。）を負担する当該者
- (3) 高校生等のうち、成年に達した者

第5条第3項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

みよし市子ども医療費支給条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(受給資格者)</p> <p>第4条 <u>子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>監護する子どもに係る医療に要する費用（高校生等にあつては、入院に係るものに限る。）を負担する当該子ども（成年に達した者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を含む。次号及び第3号において同じ。）を除く。）の保護者</u></p> <p>(2) <u>高校生等のうち、その者（成年に達した者を除く。）に係る医療に要する費用（入院に係るものに限る。）を負担する当該者</u></p> <p>(3) <u>高校生等のうち、成年に達した者</u></p> <p>2 略</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 1及び2 略</p> <p>3 前2項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第4条 <u>この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である子どもの保護者であるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 1及び2 略</p> <p>3 前2項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。</u></p>